滝野川東地区防災計画

令和7年3月

滝野川東地区防災会議

【計画策定団体】

| 滝野川東地区自治会連合会 | | | | |
|---------------------|------------------|--|--|--|
| 飛鳥山自治会 | 西ヶ原西谷戸自治会 | | | |
| 馬場自治会 | 西ヶ原南谷戸自治会 | | | |
| 東大原自治会 | 西ヶ原三和自治会 | | | |
| 西大原自治会 | 西ヶ原上町自治会 | | | |
| 西ヶ原西部自治会 | 西ヶ原二本榎自治会 | | | |
| 地域団体等 | | | | |
| 滝野川消防団第二分団 | 赤十字奉仕団滝野川東分団 | | | |
| 滝野川消防団第三分団 | 民生委員・児童委員 | | | |
| 青少年滝野川東地区委員会 | 飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター | | | |

【事務局】

北区危機管理室地域防災担当課

北区地域振興部地域振興課滝野川東地域振興室

NPO法人環境防災総合政策研究機構

【策定•更新履歴】

| 年月 | 内容 |
|--------|--------------|
| 令和7年3月 | 滝野川東地区防災計画策定 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

目次

| 1. | 基本的な考え方 | 1 |
|----|---|----------|
| | (1) 計画の目的(2) 計画の位置付け | 1 |
| 2. | 滝野川東地区の特性 | 2 |
| | (1) 人口構成 (2) 地理的特性 (3) 地震発生の履歴 (4) 想定災害 (5) 液状化危険度 (6) 地域危険度 | |
| 3. | 地震発生時における避難方法 | 13 |
| | (1) 避難に関する考え方(2) 用語の確認(3) 避難経路(推奨ルート)の検討 | 14 |
| 4. | 地震発生時における地域の活動 | 17 |
| | (1) 滝野川東地区の活動体制 | 18 20 |
| 5. | 地震発生時のタイムライン | 25 |
| 6. | 防災環境図 | 28 |
| 7. | 平常時における地域の活動 | |
| | (1) 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み(2) 平常時に行う防災活動の計画 | 37 |
| 8. | 別表 地区本部・避難所活動体制表 | 42 |
| 9. | 参考資料 | 48 |
| | (参考資料)被害状況報告書 | 48 49 |

1. 基本的な考え方

(1) 計画の目的

災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、北区はもとより、 消防や警察などの防災関係機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、 力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。発災時には、地域コミュニティによ る「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たします。

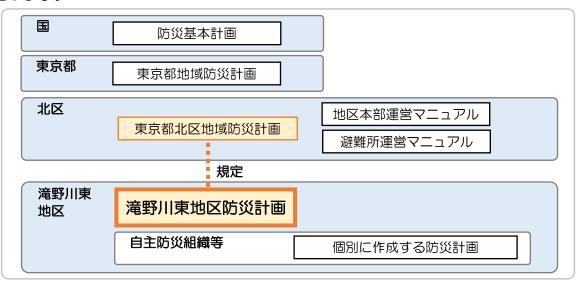
そこで、滝野川東地区では、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における 「共助」を確実に実行するため、「滝野川東地区防災計画」を策定しました。

今後、本計画を滝野川東地区の防災に関する行動計画とし、計画に基づいた防災活動 を継続的に実施・検証を行い、地域の防災力を高めていきます。

(2) 計画の位置付け

平成 25 年の災害対策基本法の改正によって創設された「地区防災計画制度」により、 地域の住民等が共同して行う防災活動等を定めた「地区防災計画」の素案を作成し、自 治体の防災会議に対し、当該計画を地域防災計画に定めるよう提案することができるよ うになりました。

今後、滝野川東地区と北区がより一層連携して防災活動を実施することができるよう、 本計画を滝野川東地区における「地区防災計画」として、「東京都北区地域防災計画」に 規定します。



(3) 計画の対象範囲

| 対象とする災害 | 地震 |
|---------|---|
| 対象とする範囲 | 滝野川東地区(滝野川1丁目(一部)、滝野川2丁目、滝野川3丁目(一部)、西ケ原2丁目、西ケ原3丁目(一部)、西ケ原4丁目) |

2. 滝野川東地区の特性

(1) 人口構成

令和2年国勢調査によると、滝野川東地区における年齢3区分別人口(年少(15歳未満)人口、生産年齢(15~64歳)人口、高齢者(65歳以上)人口)の割合は、滝野川3丁目の高齢者人口割合の高さが特徴的であるものの、地区全体としては、北区全域と概ね同程度となっています。

また、令和2年国勢調査による東京都の昼間人口によると、昼夜間人口比率(夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率)は、西ケ原2丁目を除いて 100 を下回っており、地区全体としては、昼間人口より夜間人口の方が多い状況です。

| 而工口々 | 世帯数 | 人口 | 年少 | 生産年齢 | 高齢者 | 後期高齢者 | 昼間人口 | 昼夜間 |
|-------------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|
| 町丁目名 | (世帯) | (人) | 人口割合 | 人口割合 | 人口割合 | 人口割合 | (人) | 人口比率 |
| 一 滝野川1丁目 | 3,174 | 5,919 | 9.6% | 66.5% | 23.9% | 11.7% | 5,338 | 90.2 |
| 滝野川2丁目 | 2,389 | 4,746 | 11.8% | 62.9% | 25.4% | 14.9% | 3,043 | 64.1 |
| 滝野川3丁目 | 3,205 | 6,058 | 10.9% | 59.8% | 29.4% | 17.4% | 4,795 | 79.2 |
| 西ケ原2丁目 | 1,291 | 2,493 | 8.9% | 65.2% | 26.0% | 12.4% | 3,828 | 153.5 |
| 西ケ原3丁目 | 2,358 | 4,807 | 12.2% | 61.8% | 26.0% | 13.9% | 3,576 | 74.4 |
| 西ケ原4丁目 | 2,474 | 5,038 | 11.9% | 62.6% | 25.5% | 14.5% | 4,365 | 86.6 |
| | 14,891 | 29,061 | 11.0% | 62.9% | 26.1% | 14.3% | 24,945 | 85.8 |
| 北区計 | 189,700 | 355,213 | 10.3% | 65.0% | 24.7% | 13.3% | 332,018 | 93.5 |

[※]出典:令和2年国勢調査(総務省)・令和2年国勢調査による東京都の昼間人口(東京都)

[※]人口割合は年齢「不詳」の者を除いて算出している。また、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示している。

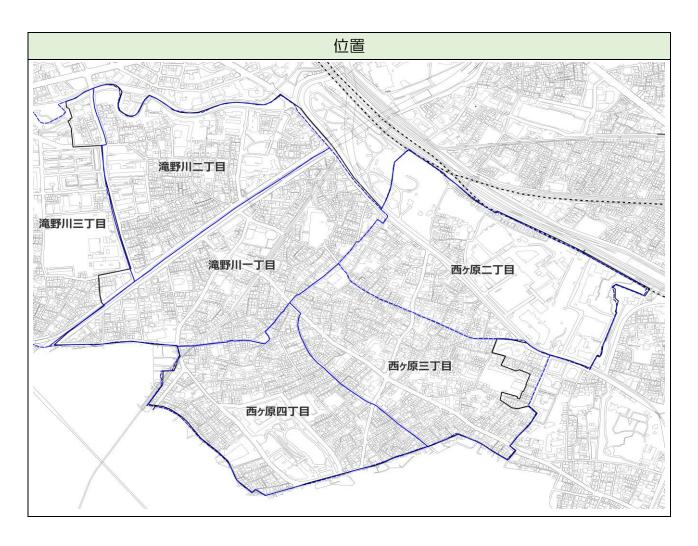
[※]滝野川東地区計には、滝野川 1 丁目~3 丁目、西ケ原 2 丁目~ 4 丁目の世帯数、人口等を足し上げた値を示している。

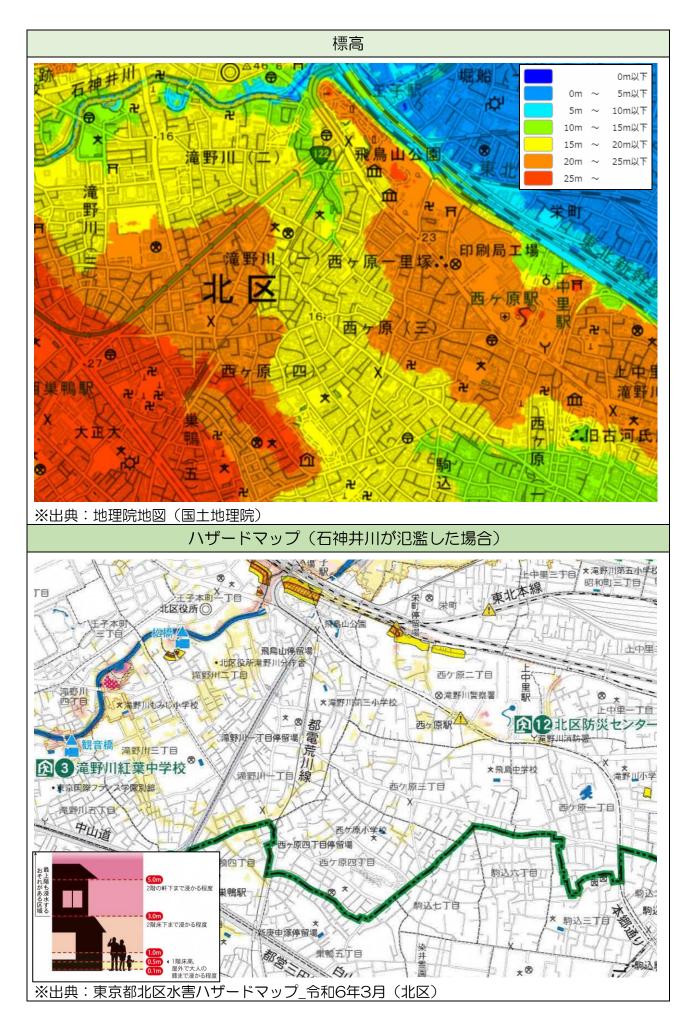
(2) 地理的特性

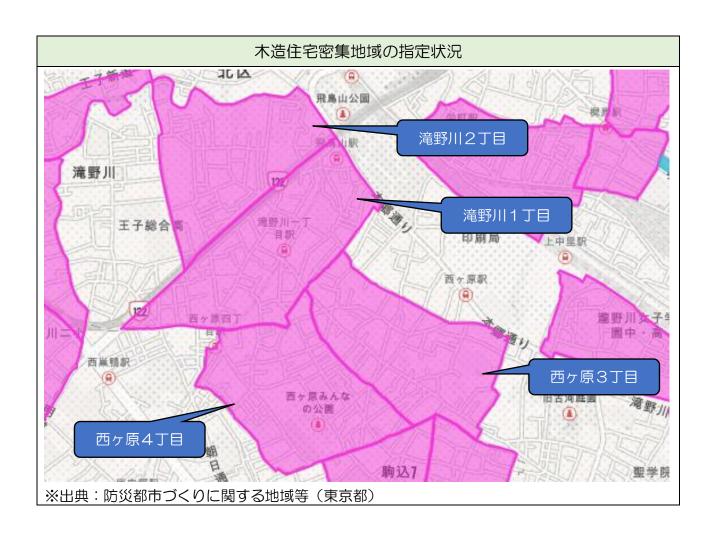
滝野川東地区は高台に位置していますが、滝野川2丁目、滝野川3丁目の北側には、石神井川が流れており、氾濫等による水害のリスクのある地域です。なお、石神井川から距離が離れた西ケ原3丁目、西ケ原4丁目等についても、一部、内水氾濫のリスクがあります。

また、滝野川1丁目、滝野川2丁目、西ケ原3丁目、西ケ原4丁目が、木造住宅密集 地域(震災時に延焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している地域)に指定され ています。

加えて、滝野川2丁目、西ケ原2丁目の一部が、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されており、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)に警戒する必要があります。











(3) 地震発生の履歴

過去 20 年で、北区において震度4以上を観測した地震は以下のとおりです。震度4 を 11 回、震度5弱を1回(東日本大震災)観測しています。

| 発生日 | 発生時刻 | 震央地名 | 深さ | М | 北区の震度 |
|-------------|----------|-------------|--------|-----|-------|
| 2005年7月23日 | 16:34:56 | 千葉県北西部 | 73 km | 6.0 | 震度4 |
| 2011年3月11日 | 14:46:18 | 三陸沖(東日本大震災) | 24 km | 9.0 | 震度5弱 |
| 2011年4月16日 | 11:19:31 | 茨城県南部 | 79 km | 5.9 | 震度4 |
| 2012年11月24日 | 17:59:47 | 東京湾 | 72 km | 4.8 | 震度4 |
| 2012年12月7日 | 17:18:30 | 三陸沖 | 49 km | 7.3 | 震度4 |
| 2014年5月5日 | 5:18:25 | 伊豆大島近海 | 156 km | 6.0 | 震度4 |
| 2015年5月25日 | 14:28:10 | 埼玉県北部 | 56 km | 5.5 | 震度4 |
| 2015年5月30日 | 20:23:02 | 小笠原諸島西方沖 | 682 km | 8.1 | 震度4 |
| 2015年9月12日 | 5:49:07 | 東京湾 | 57 km | 5.2 | 震度4 |
| 2021年2月13日 | 23:07:50 | 福島県沖 | 55 km | 7.3 | 震度4 |
| 2021年10月7日 | 22:41:23 | 千葉県北西部 | 75 km | 5.9 | 震度4 |
| 2022年3月16日 | 23:36:32 | 福島県沖 | 57 km | 7.4 | 震度4 |

※出典:震度データベース検索(気象庁)

(4) 想定災害

東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表)」において、地震発生時の震度分布や被害の想定を公表しています。当該報告では、都心南部直下地震が生じた際、下図のとおり、地区の中央部を南北にわたって震度6強が想定されており、その他の地域で震度6弱の揺れが想定されています。



北区全域で想定される被害 都心南部直下地震(M7.3)

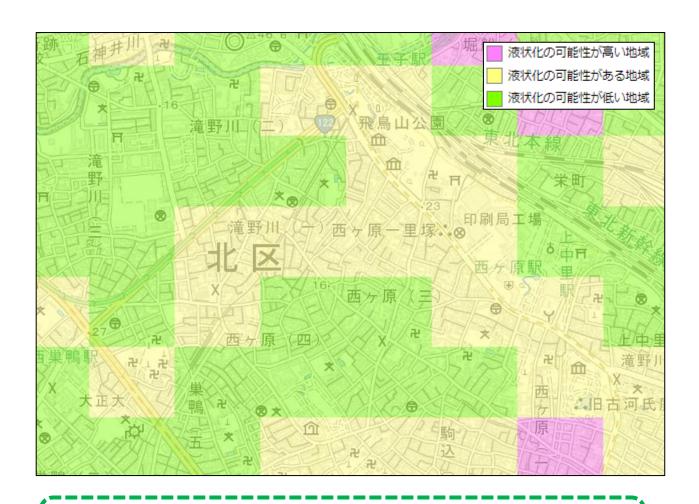
北区全域の被害想定は冬の夕方、風速 8m/秒を想定した場合、下表のとおりです

| 建物全壊 | 3,222 棟 |
|------------------|----------|
| 建物焼失 (倒壊建物を含まない) | 541 棟 |
| 死者 | 149人 |
| 負傷者 | 2,437 人 |
| 避難者 | 86,748 人 |

(5) 液状化危険度

東京都は「東京の液状化予測図(令和 5 年度改訂版)」において、250m四方のメッシュ単位で、液状化現象の発生リスクの目安を示しています。

メッシュ単位の判定結果ではありますが、地区内に「液状化の可能性が高い地域」はないものの、滝野川1丁目、西ケ原2丁目については、広い範囲が「液状化の可能性がある地域」とされています。



液状化現象とは

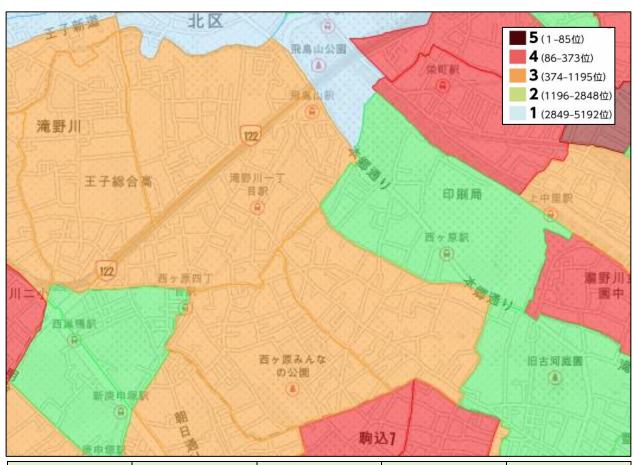
液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が 液体状になる現象のことです。

液状化が生じると、地上の建物や道路などが 沈下したり傾いたりするだけでなく、電柱の 転倒による停電、水道管の浮き上がりによる 断水等ライフラインへの影響も懸念されます。



(6) 地域危険度

東京都は「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第9回)」において、町丁目ごとの地震に関する危険性を、4つの指標(建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数、総合危険度)で示しています。当該報告書では、西ケ原2丁目を除き、火災の危険度が比較的高く、総合的な危険度が5段階評価で3とされています。



| 町丁目 | 建物倒壊危険度 | 火災危険度 ランク | 災害時活動 困難係数 | 総合危険度 ランク |
|--------|---------|--------------|---------------|--------------|
| 滝野川1丁目 | 3 | 3 | 0.20 | 3 |
| 滝野川2丁目 | 3 | 3 | 0.25 | 3 |
| 滝野川3丁目 | 2 | 3 | 0.19 | 3 |
| 西ケ原2丁目 | 2 | 2 | 0.28 | 2 |
| 西ケ原3丁目 | 3 | 3 | 0.22 | 3 |
| 西ケ原4丁目 | 3 | 3 | 0.24 | 3 |

①建物倒壊危険度 : 地震の揺れによって建物が壊れる危険性の度合いを測定したもの

②火災危険度 : 地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける

危険性の度合いを測定したもの

③災害時活動困難係数 : 道路基盤の整備状況に応じた災害時の活動の困難さを測定したもの

④総合危険度: ①~③を1つの指標にまとめたもの

※危険度(ランク)は、1~5で評価されており、値が大きいほど危険性が高いことを示す

※災害時活動困難係数は、値が大きいほど災害時の活動が困難であることを示す

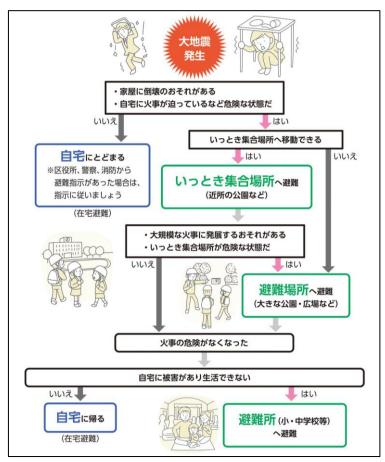
3. 地震発生時における避難方法

(1) 避難に関する考え方

災害の規模や状況によっては、避難の仕方を変えざるを得ない場合がありますが、避 難に関する基本的な考え方は次のとおりです。

地震発生後、家屋の倒壊や火災等の危険があり、自宅にとどまることができない場合、

- ①~⑤の手順で避難を行います。なお、発災後の防災活動を担う自主防災組織の役員等は、周辺の安全を確認したうえで、後述する地区本部や避難所、各自主防災組織の活動拠点等に参集し、活動を開始します。
- ①事前に定めた「いっとき集合場所」に集合する。
- ②「いっとき集合場所」では、近隣居住者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。 この結果、周辺の安全等が確認できたときは、自宅等の安全を確認し、倒壊等の危険があれば「避難所」へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。
- ③「いっとき集合場所」における周辺の安全確認の結果、火災等の危険があるときは、自主防災組織を中心とした集団を形成し、「避難場所」へ集団避難する。
- ④「避難場所」では、集団移動者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。
- ⑤「避難場所」における周辺の安全確認の結果、危険がなくなったときは、自宅等の安全確認を実施し、倒壊等の危険があれば「避難所」へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。



(2) 用語の確認



いっとき集合場所

近隣居住者の安否確認、周辺の安全確認を行う一時的な集合場所です。自主防災組織と北区が、警察署及び消防署と事前に協議して場所を定めています。

| 自主防災組織(町会・自治会)名 | いっとき集合場所 | 所在地 |
|-----------------|------------|-------------|
| 飛鳥山自治会 | 滝野川第三小学校 | 滝野川 1-12-27 |
| 東大原自治会 | 東京東信用金庫前広場 | 滝野川 1-48-1 |
| 西ヶ原西部自治会 | 西ケ原小学校 | 西ケ原 4-19-21 |
| 西ヶ原西谷戸自治会 | 西ケ原小学校 | 西ケ原 4-19-21 |
| 西ヶ原南谷戸自治会 | 西ケ原公園 | 西ケ原 4-18-1 |
| 西ヶ原三和自治会 | 飛鳥中学校 | 西ケ原 3-5-12 |
| 西ヶ原上町自治会 | 滝野川第三小学校 | 滝野川 1-12-27 |
| 西ヶ原二本榎自治会 | 七社神社 | 西ケ原 2-11-1 |



秨 避難場所

火災が迫り、自宅やいっとき集合場所等にいることが危険な場合に避難する場所です。 公園や広場など、大きく開けた場所を東京都が指定しています。

- 〇飛鳥山公園
- ○都営滝野川三丁目団地一帯
- ○北区防災センター・旧古河庭園一帯
- ○染井墓地・駒込中学校一帯(西ケ原みんなの公園等)

[重要] 必ず上記の場所に避難しなければならないわけではありません。
火災とは反対方向にある避難場所に避難しましょう。

避難所

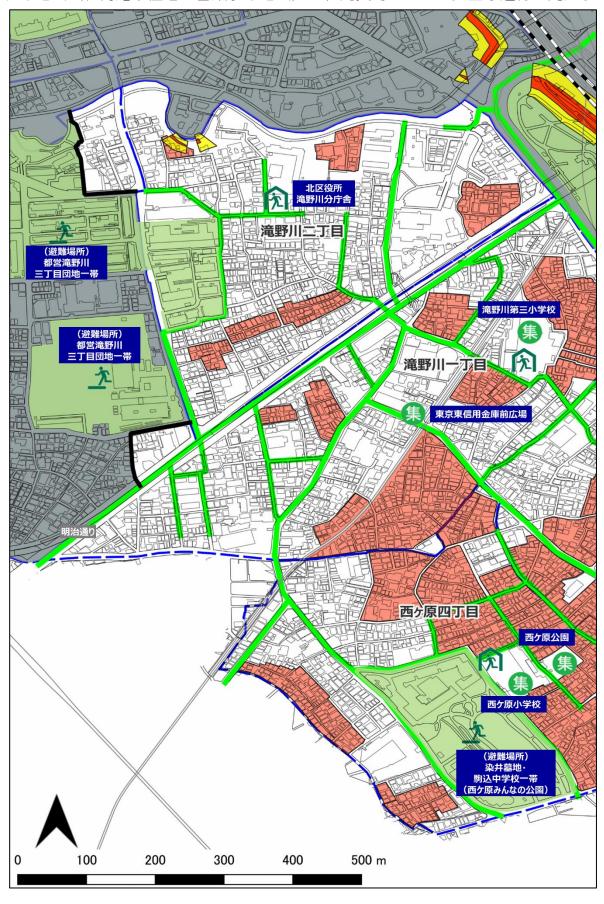
家屋倒壊などにより、自宅では生活できなくなった人が一定期間生活する場所です。また、情報提供や飲食料の配給など、地域の支援活動の拠点にもなります。

自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を 開設・運営します。

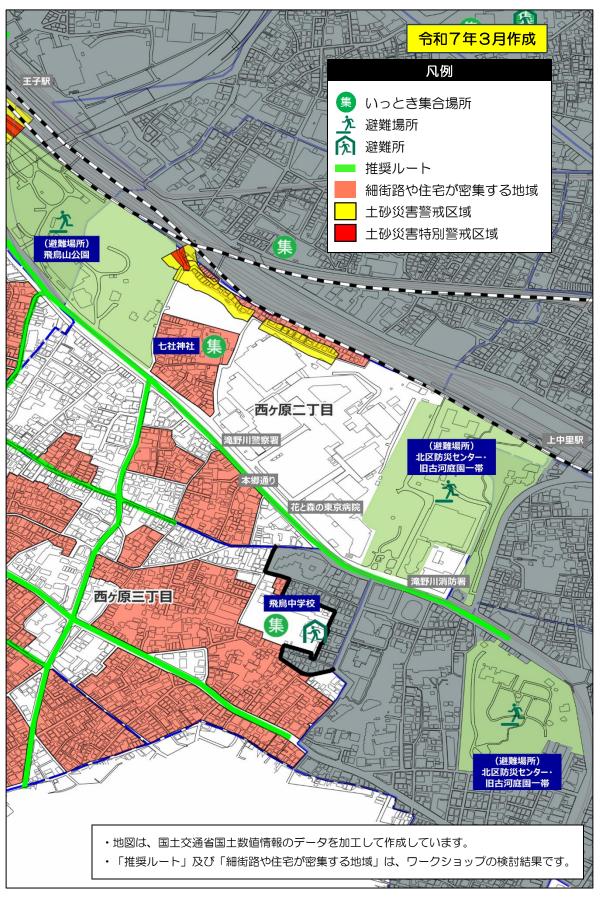
- 〇滝野川第三小学校(滝野川 1-12-27)
- 〇北区役所滝野川分庁舎(滝野川2-52-10)
- ○西ケ原小学校(西ケ原 4-19-21)
- 〇飛鳥中学校(西ケ原 3-5-12)
- [重要]必ず上記の場所に避難しなければならないわけではありません。 発災時には避難所を任意で選択し、避難先とすることができます。

(3) 避難経路(推奨ルート)の検討

避難場所等へ円滑に避難するにあたっては、安全な避難経路を把握しておく必要があ 望まれる地域(細街路や住宅が密集する地域)と、発災時において安全な通行が見込ま



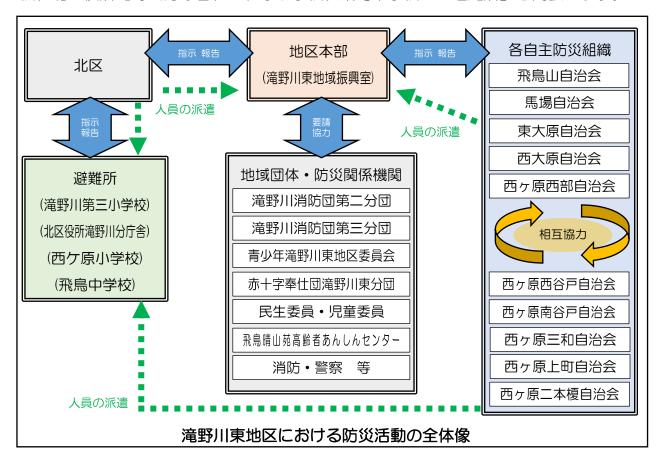
ります。地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、避難時に進入しないことが れる道路(推奨ルート)の検討を行い、地図に示しました。



4. 地震発生時における地域の活動

(1) 滝野川東地区の活動体制

地震発生後は、自主防災組織や北区、地域団体、防災関係機関等が協力して災害対応にあたることになります。なお、北区で震度5弱以上の地震が発生した場合、防災活動の拠点として滝野川東地域振興室に「地区本部」を設置するとともに、滝野川第三小学校、北区役所滝野川分庁舎、西ケ原小学校、飛鳥中学校に「避難所」を開設します。



地区防災会議とは

自主防災組織で構成される合議体であり、地域全体の安全を確保するために、連 合会を単位として 19 地区で設置されています。

(2) 地区本部

地区防災会議は、地区内の被害状況等の集約及び北区等への報告、自主防災組織同士の連携(指示や連絡・調整)を行う地域の拠点として、地区本部を開設・運営します。

ア 開設に関する考え方

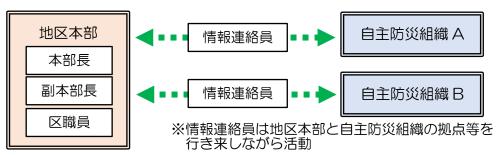
北区で震度5弱以上の地震が発生したとき、地区本部の開設に向けた活動を開始します。

イ 設置する場所

地区本部は、滝野川東地域振興室に設置します。

ウ 開設・運営を担う人員

発災後、地区防災会議の中で定めた「地区本部委員」が滝野川東地域振興室に参集 し、区職員とともに開設・運営を行います。開設後、地区本部委員のうち本部長・ 副本部長は、滝野川東地域振興室で地区本部の運営に従事し、情報連絡員は、地区 本部と自主防災組織の拠点等を行き来しながら情報収集や連絡・調整を行います。



| 役職 | | 主な役割 |
|--------------|-------|---------------------------|
| | 本部長 | ・地区本部活動のとりまとめ |
| 地 | 本品及 | ・北区や防災関係機関等への対応 |
| 区 | 副本部長 | ・本部長の補佐 |
| <u> </u> 本 | 即本引文 | ・本部長不在時における本部長の代行 |
| 部 | | ・地区本部と自主防災組織との連絡・調整 |
| in | | ・地域の被害状況や、自主防災組織からの応援要請等を |
| 女 | 情報連絡員 | 地区本部に報告・打診 |
| | | ・地区本部から受けた指示や、提供された情報を |
| | | 自主防災組織に伝達 |
| マミ | | ・休日・夜間における施設の開錠 |
| 区職員 | | ・地区本部の活動支援 |

※地区本部委員は、後掲する活動体制表に定めます。

エ 施設の開錠

夜間・休日に発災した場合は、滝野川東地域振興室が施錠されています。この際は、 参集した区職員が開錠を行います。

オ 主な活動内容

地区本部における主な活動内容は以下のとおりです。

| 項目 | 内容 |
|--------|--------------------------------|
| 施設の開錠・ | ・区職員が参集、施設を開錠し、本部として使用できるよう準備を |
| 開設準備 | 実施(建物の安全確認、ライフライン・情報通信機器の使用可否 |
| | の確認等を含む) |
| 地区本部の | ・地区本部委員が参集、地区本部を立ち上げ |
| 開設 | • 地区本部の開設を北区に報告 |
| 自主防災組 | ・北区や防災関係機関等から得た情報を、情報連絡員を介して各自 |
| 織への連絡・ | 主防災組織に伝達 |
| 調整 | ・被害を最小限にとどめるため、必要に応じて自主防災組織に対す |
| | る指示を実施 |
| | ・被害状況や応援要請を勘案し、自主防災組織間で応援体制をとれ |
| | るよう調整を実施 |
| 被害状況等 | •各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまと |
| の集約 | めを実施 |
| | ・とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有 |
| 地区本部会 | ・自主防災組織間の情報共有や相互応援、北区からの情報伝達等の |
| 議の開催 | ため、必要に応じて会議を開催(地区本部会議で決定した内容は |
| | 情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達) |

カ 閉鎖に関する考え方

避難所の避難者数や地域における住宅・ライフラインの復旧状況等を踏まえ、北区 と協議のうえ地区本部を閉鎖します。

キ 北区の連絡窓口

北区に地区本部の開設・運営等に関する連絡・調整等を行う場合、災対地域振興部が連絡窓口です。※連絡先は、後掲する連絡先一覧のとおりです。

(3) 避難所

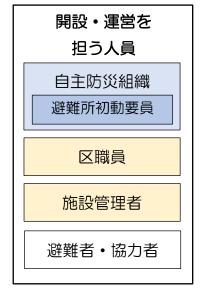
自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を 開設・運営します。

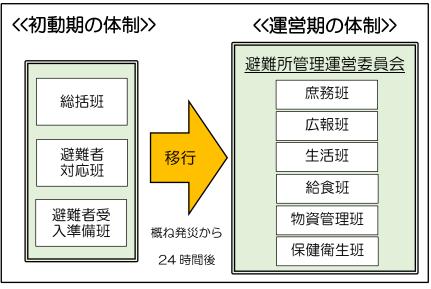
ア 避難所の割当て

| 自主防災組織(町会・自治会)名 | 開設•運営担当避難所 | 所在地 | |
|-----------------|----------------|----------------|--|
| 飛鳥山自治会 | | | |
| 東大原自治会 | 滝野川第三小学校 | 滝野川 1-12-27 | |
| 西ヶ原上町自治会 | | | |
| 馬場自治会 | 北区犯託注照川公庁全 | 滝野川 2-52-10 | |
| 西大原自治会 | 北区役所滝野川分庁舎 | | |
| 西ヶ原西部自治会 | | | |
| 西ヶ原西谷戸自治会 | 西ケ原小学校 | 西ケ原 4-19-21 | |
| 西ヶ原南谷戸自治会 | | | |
| 西ヶ原三和自治会 | 飛鳥中学校 | 西ケ原 3-5-12 | |
| 西ヶ原二本榎自治会 | 飛扇中子似 | 四ク原 3-5-12 | |

イ 開設・運営体制

発災直後の初動期においては、自主防災組織、区職員(参集職員)、施設管理者(学校職員等)、避難者等が協力し、避難所の開設準備や避難者の受入れ等を行います。 なお、円滑に避難所を開設するため、活動の中心的な役割を担う人員として、あらかじめ地域の中で「避難所初動要員」を定めます。また、自主防災組織は、避難所初動要員のほか、地域の防災活動(初期消火や救出・救護活動など)の状況を踏まえ、適宜、人員を避難所に派遣します。なお、地域の防災活動が落ち着き、避難所に十分な人数が集まった後は、体制を避難所管理運営委員会に移行します。





- ※発災直後に避難所初動要員が避難所に参集できるとは限りません。自主防災組織は、可能な限り早期に追加の人員を避難所に派遣しましょう。なお、人手が足りない場合など、避難所の開設・運営にあたっては、積極的に避難者等からの協力を募りましょう。
- ※避難所初動要員および避難所管理運営委員会の人員は、後掲する活動体制表に定めます。

ウ 開設に関する考え方

北区で震度5弱以上の地震が発生したとき、避難所の開設に向けた活動を開始します。なお、発災直後から開設の準備を進めますが、発災後、一定程度の時間(3時間程度)が経った時点で避難者が避難所に来ていない場合には、避難所を開設する必要はありません。

エ 施設の開錠

夜間・休日に発災した場合は、避難所の鍵を開錠する必要があります。この際は、 避難所に参集した区職員あるいは自主防災組織の鍵受託者が、校門等の開錠を行い ます。

※北区役所滝野川分庁舎は常時、警備室に職員がいることから、自主防災組織に鍵を預託していません。なお、北区役所滝野川分庁舎を除き、避難所の鍵は滝野川 東地域振興室にも保管されています。

オー初動期の活動

発災後、自主防災組織は避難所初動要員を中心に避難所に参集し、区職員、施設管理者、避難者等と協力して、避難所の開設準備や避難者の受入れ等を行います。これらの活動は、「総括班」「避難者対応班」「避難者受入準備班」の三班に分かれたうえで、避難所に保管されている「避難所開設キット」内のアクションカードに沿って行います。アクションカードには、避難所に到着してから避難者を施設内に受け入れるまでの手順が示されています。

| 班名 | 主な役割 | |
|--------------|-------------------------|--|
| 総括班 | ・避難所の開設作業のとりまとめ | |
| 杭河台攻I | ・北区や防災関係機関との連絡調整 | |
| 冲描去动应证 | ・避難所に集まった避難者への待機指示や情報提供 | |
| 」避難者対応班 | • 開設準備完了後の受付業務 | |
| 冷然之至3 维/共加 | ・施設の安全確認 | |
| 避難者受入準備班 | • 避難者を受け入れるための準備作業 | |

避難所開設キットについて

避難所の知識のない人でも効率的に避難所開設を進められるよう、作業手順を示した「アクションカード」や、施設の図面、資機材の操作マニュアル等をまとめて格納した避難所開設キットを各避難所に配備しています。



カ 避難所の運営

避難所に十分な人数が集まった後は、体制を避難所管理運営委員会に移行し、本格的な避難所の運営を開始します。

※避難所管理運営委員会では、円滑に避難所運営を行うため、初動期の体制から役割分担を再編し、下表の班分けで活動を行います。

| 班名 | 主な役割 | | |
|-------|---|--|--|
| 庶務班 | ・避難所管理運営委員会の庶務 ・各班の活動調整 | | |
| 広報班 | ・情報の整理・管理 ・避難者に対する情報提供 ・避難者名簿の整理 ・避難者の受付、尋ね人への対応 | | |
| 生活班 | ・生活ルールの管理 ・避難所生活に係る相談対応 ・防犯活動 | | |
| 給食班 | ・炊き出し等の給食活動 ・食料の配布 ・栄養管理 | | |
| 物資管理班 | ・避難所備蓄品の管理 ・救援物資の受入・管理 | | |
| 保健衛生班 | ・要配慮者の支援 ・医療救護活動の支援 ・ペットの管理 | | |

キ 避難所の縮小、閉鎖、統合に関する考え方

発災後、時間の経過とともに住宅やライフラインの復旧が進み、避難所で生活する 避難者は、少なくなっていくと考えられます。また、教育活動の再開等のため、避 難者数の減少とあわせて、順次、避難所としての施設の利用範囲を縮小させていく 必要があります。避難者が少なくなってきたら、避難所管理運営委員会と北区で協 議し、使用範囲の縮小や閉鎖、他の避難所との統合を行います。

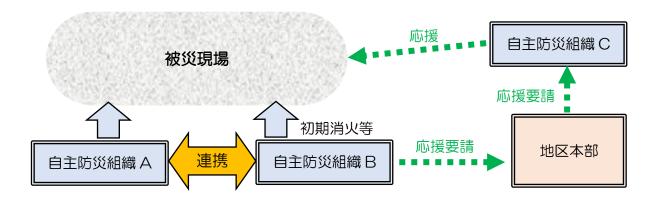
ク 北区の連絡窓口

北区に避難所の開設・運営等に関する連絡・調整等を行う場合、災対教育振興部が連絡窓口です。※連絡先は、後掲する連絡先一覧のとおりです。

(4) 自主防災組織

発災後、自主防災組織は、自主的に初期消火等の応急活動を実施します。

被害が広範囲に及ぶなど、状況によっては単独の自主防災組織のみで対応するのではなく、複数の自主防災組織による連携や助け合いが必要となることも予想されます。応援が必要となった際は、近隣の自主防災組織に声をかける、情報連絡員を通じて地区本部に応援要請を行うなどし、人員や資機材を確保したうえで、対応にあたります。



ア 初期消火・出火防止

- 火災が発生した場合は、軽可搬消防ポンプ等を活用し、初期消火活動を行います。
- ・消火活動は火災の拡大防止を主眼に行い、消防団員や消防隊が到着した後は、その 指示に従います。
- ・消防団、消防署等と連携し、地域住民に対して出火防止を呼びかけるとともに、出 火警戒に努めます。

イ 救出・救護活動

・ 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送を 実施します。

ウ 避難誘導・避難所運営

- ・いっとき集合場所から避難場所への集団避難を先導し、安全に住民を避難場所に誘導します。
- ・いっとき集合場所、避難場所において、周辺の安全確認を行い、安全が確認できた際は、避難者に自宅あるいは避難所へ移動するよう促します。
- ・北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を開設・運営します。

工 情報収集・伝達

- ・地域内の巡回を行うなどし、地域の被害状況等の情報を収集します。収集した情報は、情報連絡員を通じて地区本部に報告します。
 - ※被害状況の報告には、必要に応じて後掲する「被害状況報告書」を使用します。
- ・地区本部等から得た情報を、掲示板などを用い地域住民に伝達します。 (あわせて災害防止広報を行います(出火・流言の防止、町内の情報の広報等)。)

オ 地区の見守り・秩序の維持

- ・避難行動要支援者名簿登録者について、名簿を基に安否確認を行うとともに、避難 誘導や救出・救護を行います。
 - ※避難所へ避難行動要支援者の避難状況を確認し、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認を行います。

避難行動要支援者名簿登録者について

北区では、災害が発生した時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」とし、災害時の避難支援の基礎データとなる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。なお、名簿に登録する際、名簿情報を平常時から避難支援等関係者(警察署、消防署、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター)へ提供することへの意向を確認しています。

「避難行動要支援者名簿」には、2種類の名簿があります。

- ・【平常時】の名簿
 - 名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方のみが掲載された名簿です。平常時においても、避難支援等関係者に提供しており、登録者の方の所在の確認や見守りなどに活用します。
- 【災害時】の名簿
 - 登録したすべての方が記載されている名簿です。発災時に、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者を支援するために活用します。平常時は北区のみが保管しており、避難支援等関係者には提供していません。
- 秩序維持のため、警察署等と連携して、地域内の巡回を定期的に行います。

カ 地区本部の運営

組織内の地区本部委員を地区本部に派遣します。

5. 地震発生時のタイムライン

だれが(どの組織が)、いつ、なにを実施するのか、発災から3日程度までの行動の目

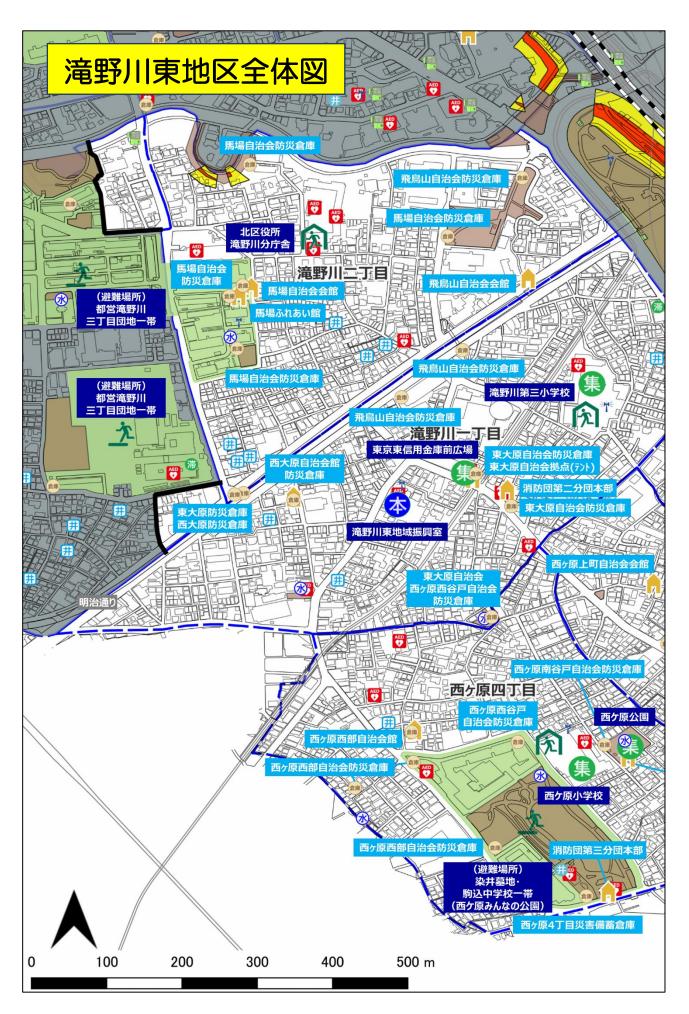
| ステージ | | 命を守る | 防災活動の立上げ |
|-------------|-------------------|----------------------------|------------------|
| 災害発生からの目安時間 | | O~1時間 | 1~3時間 |
| | | ●地震の発生 ●再度の地震発生 | |
| *8=== | されて対象等の出口 | ●建物等の倒壊 ●ライフラインの停止 | |
| 想定される被害等の状況 | | ●火災発生 ●けが人、生き埋め者の発生 | |
| | | ●避難の開始 | ●避難 |
| | 施設の開錠・開設準備 | ●区職員が参集、施設を開錠し本部として使用できるよう | |
| | 地区本部の開設 | ●地区本部委員が参集、地区本部を | |
| | 自主防災組織への 連絡・調整 | | ●北区や防災関係機関等から |
| 地区 | | | ●被害を最小限にとどめるた |
| 本 | | | ●被害状況や応援要請を勘案 |
| 部 | 被害状況等の集約 | | |
| | 地区本部会議の開催 | | ●自主防災組織間の情報共有 |
| | 地区本部公議の用作 | | (地区本部会議で決定した |
| | | ●区職員、自主防災組 | 織の鍵受託者が参集、施設を開錠し |
| | 施設の開錠・開設準備 | | ●避難所初動要員を中心に自主防災 |
| 避難 | | | ●施設の安全確認、避難者の受入準 |
| 所 | 避難所の開設 | | |
| | 避難所の運営 | | |
| | | ●軽可搬消防ポンプ等での初期消火の実施 | |
| | 初期消火•出火防止 | ●消防団員、消防隊の指示のもと消火活動 | |
| | 救出•救護活動 | ●負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送 | |
| É | | ●いっとき集合場所から避難場所への集団避難を先導 | |
| 主防 | 避難誘導•避難所運営 | ●周囲 | |
| 災組 | | ●避難所初動要員を中心に避難所へ人員を派遣 | |
| 織 | 情報収集・伝達 | | |
| | 地区の見守り・秩序の維持 | | ●避難行動要支援者名簿登録者の安 |
| | 地区本部の運営 | | ●地区本部委員を地区本部に派遣 |
| | 活動準備 | ●分団本部参集・班結成 | |
| | 心助 作 佣 | ●分団本部(建物)および機材の確認 | |
| ;宋 | 消火活動 | ●消火活動・初期消火に係る自主防災組織への指示 | |
| 消防 | · 八八山刧 | ●出火防止の呼びかけ | |
| 団 ※ | 救出•救護活動 | ●負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送 | |
| * | 情報収集活動 | ●被害状況等の情報収集 | |
| | その他の活動 | ●道路障害の排除等活 | 動(道路の確保) |
| | | ●避難誘導 | |

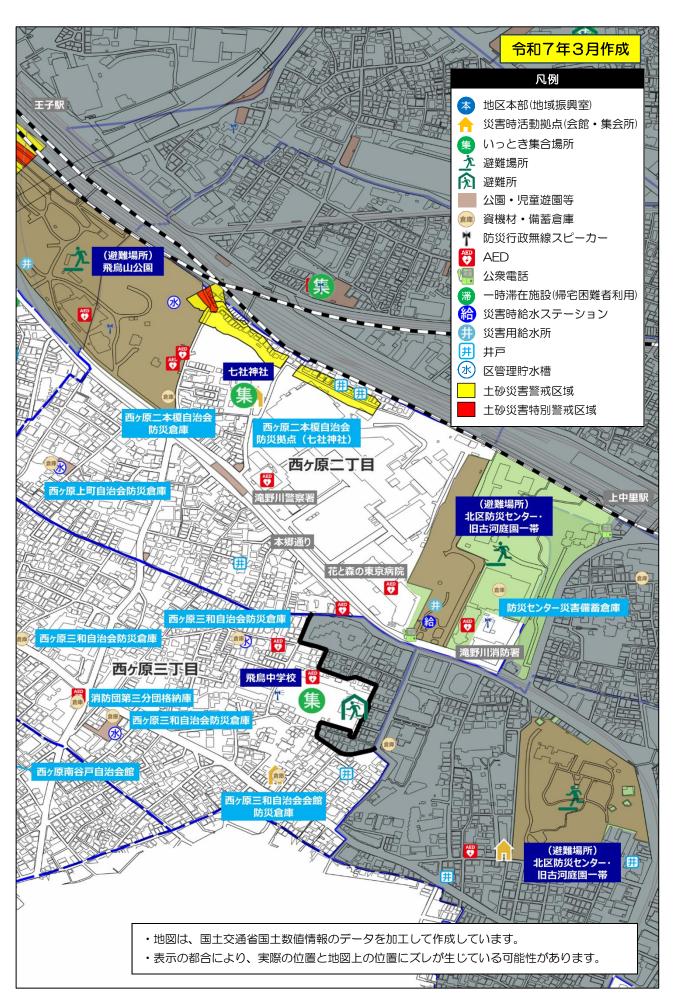
安を時系列に整理しました。

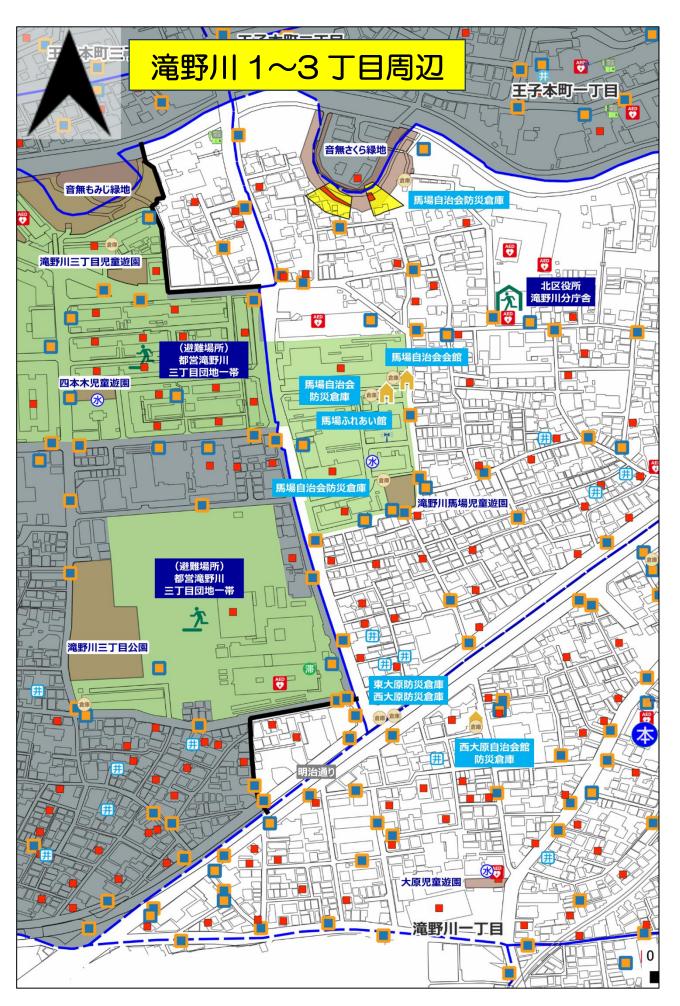
| - 情報収集と伝達 | 選難生活の開始 | 避難生活での助け合い | | |
|------------------------------------|-------------------|------------------------------|--|--|
| | 6~24時間(1日) | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 所に避難者が殺到 | ●避難生活の開始 | ●避難生活の本格化 | | |
| 準備を実施 | | | | |
| 立ち上げ、地区本部の開設を北区に報 | 2告 | | | |
| 得た情報を、情報連絡員を介して各自 | | | | |
| め、必要に応じて自主防災組織に対す | | | | |
| し、自主防災組織間で応援体制をとれ | | | | |
| ●各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまとめを実施 | | | | |
| ●とりまとめた情報を北区へ報告、防 | 災関係機関と適宜共有 | | | |
| や相互応援、北区からの情報伝達等の | ため、必要に応じて会議を開催 | | | |
| 内容は情報連絡員を介して各自主防災 | 組織へ伝達) | | | |
| 開設準備に着手 | | | | |
| 組織が参集 | | | | |
| 備、避難者対応(避難者への待機指示 | | | | |
| ●避難 | 者の施設内への受入れを開始、避難所 | の開設を北区に報告 | | |
| | | ●避難所管理運営委員会に移行し 本格的な運営を開始 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ●出火防止を呼びかけるととす | ちに、出火警戒に努める | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| の安全を確認次第、避難者に自宅・避 | 難所への移動を案内 | | | |
| (適宜、避難所へ追加の人員を | 至派遣) | | | |
| ●地域の被害状況等の情報を収集、情 | | | | |
| | | ●地域住民へ情報提供 | | |
| 否確認 | | | | |
| | | ●地域内の巡回 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | ※消防団の参集基準に基づ | き参集・各種活動を実施する | | |
| | | | | |

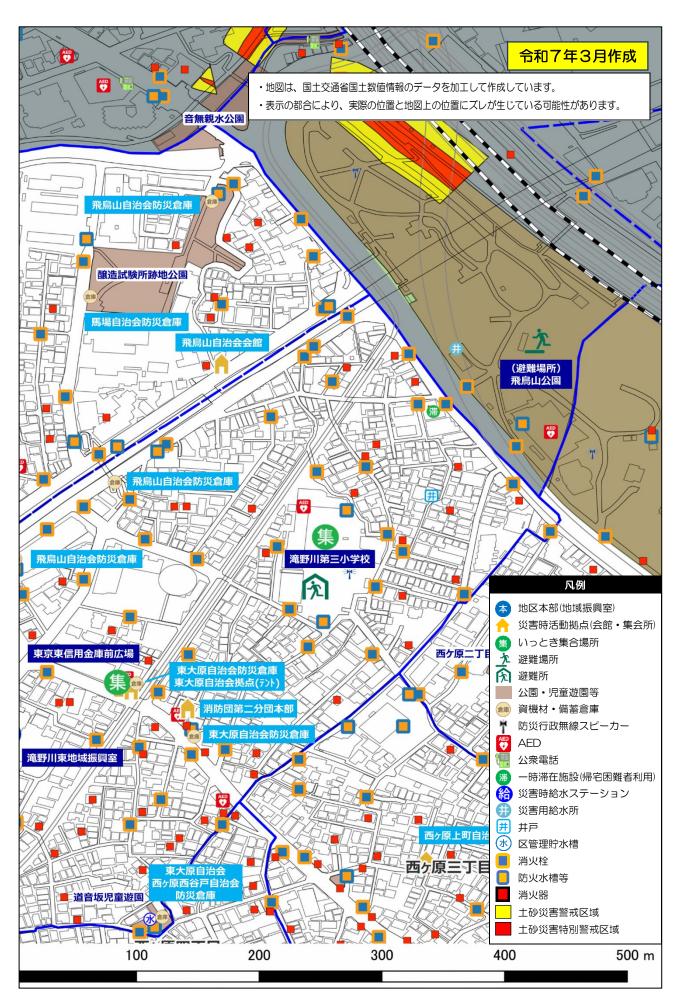
6. 防災環境図

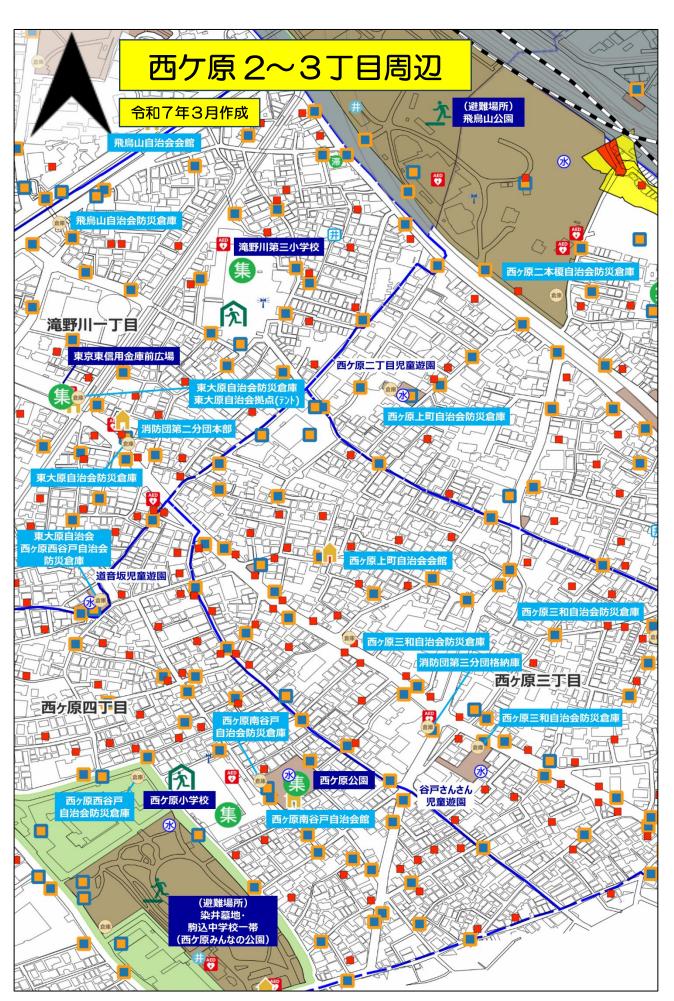
地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、滝野川東地区の防災資源などを 示した地図を作成しました。



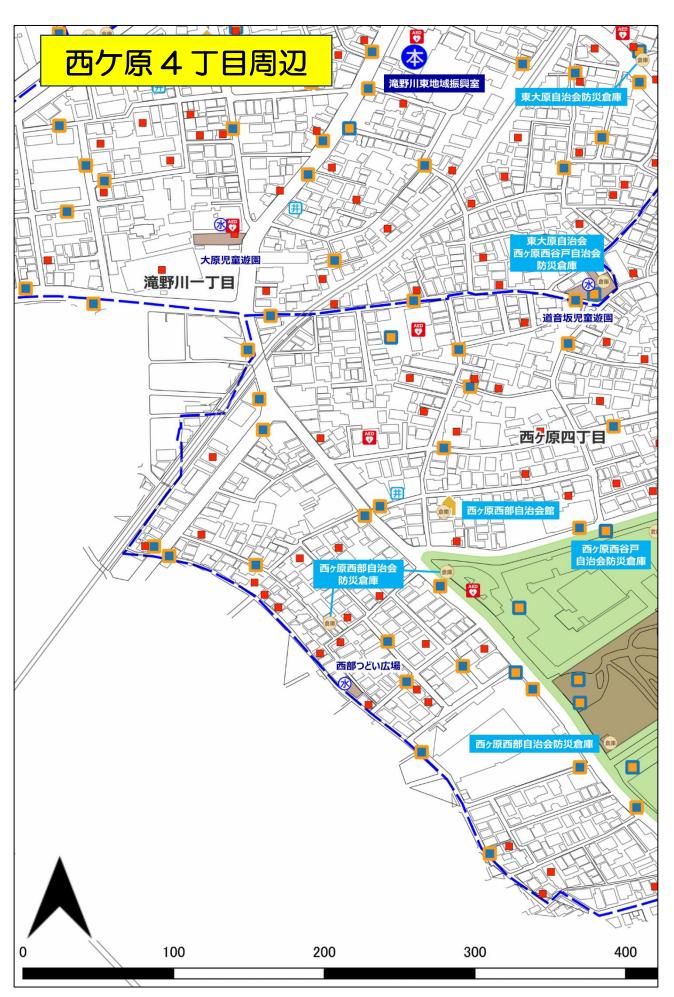


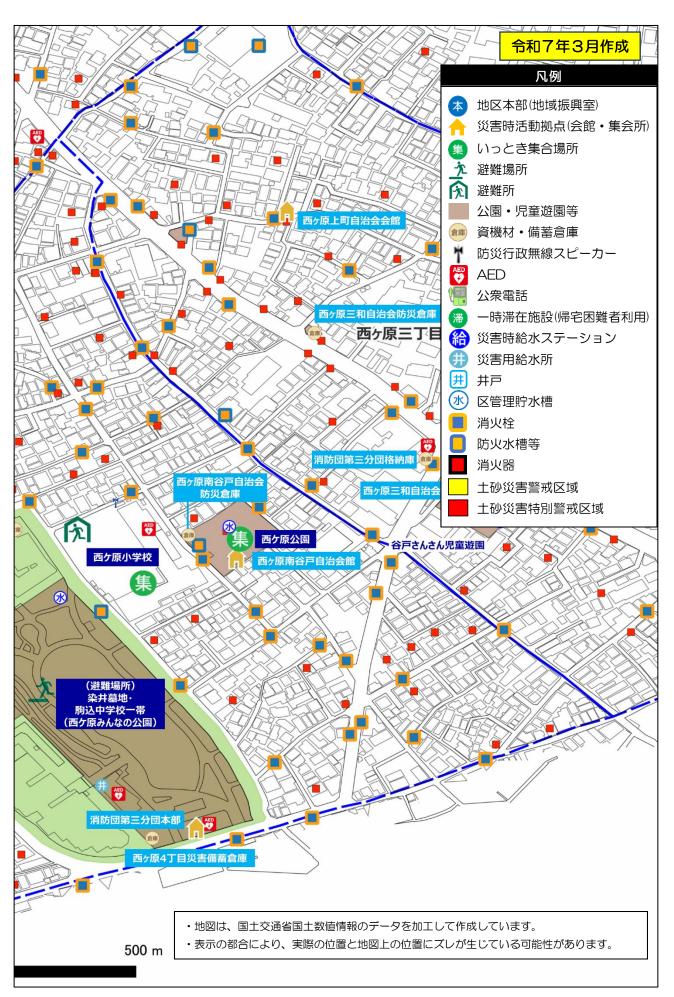












7. 平常時における地域の活動

地区防災計画策定のためのワークショップでは、現在、各自主防災組織で実施している防災活動を共有するとともに、活動を行うにあたっての課題出しを行いました。また、これらの議論を踏まえ、今後、平常時から実施する地域の防災活動を整理しました。

(1) 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み

地震発生時のタイムラインを基に、防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組みを検討し、下表のとおり整理しました。

| 課題 | 必要な取組み |
|-----------|------------------------------|
| 地区内の防災活動を | 若い世代を含めて防災活動ができるよう啓発等を行う |
| 活性化するために | |
| 初期消火•出火防止 | 水利や消火器の場所を確認しておく |
| を行うために | 発災時には、消防団員や消防隊が不在の中、初期消火を行う可 |
| | 能性があることを踏まえ、訓練等(軽可搬消防ポンプ、スタン |
| | ドパイプなど)を行っていく |
| | 初期消火に係る資機材(スタンドパイプ)を充実させる |
| 救出・救護活動を行 | 救出の手順を確認しておく |
| うために | 救護に係る資機材(タンカや包帯等)を充実させる |
| 避難誘導•避難所運 | いっとき集合場所がどこであるか周知しておく |
| 営を行うために | 避難所への道順を確認しておく |
| | 開設訓練を実施したことのない避難所もあることから、地区内 |
| | の全ての避難所で避難所開設訓練を行っていく |
| | 避難所の開設手順を確認しておく(生徒在校時における学校側 |
| | の動きを含む) |
| | 避難所の使用可能なスペースがどこであるか確認しておく |
| | 避難所の寒さ対策を検討しておく |
| | 避難所初動要員の連絡網を作成しておく |
| | 避難所から北区への連絡手段(無線など)を確認しておく |
| 地区の見守り・秩序 | 安否確認の手順を確認しておく |
| の維持を行うために | 個人情報の保護を踏まえた名簿の活用方法について、共通認識 |
| | を持っておく |

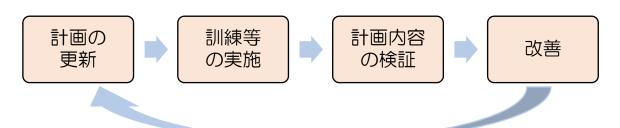
| 課題 | 必要な取組み |
|-----|------------------------------|
| その他 | 町会(自主防災組織)の備蓄物資について、定期的な保管期限 |
| | の確認・入れ替えを行うとともに、充実を図る |
| | 夜間の活動のためのヘッドランプ等を用意する |
| | 備蓄物資の保管場所を検討する |

(2) 平常時に行う防災活動の計画

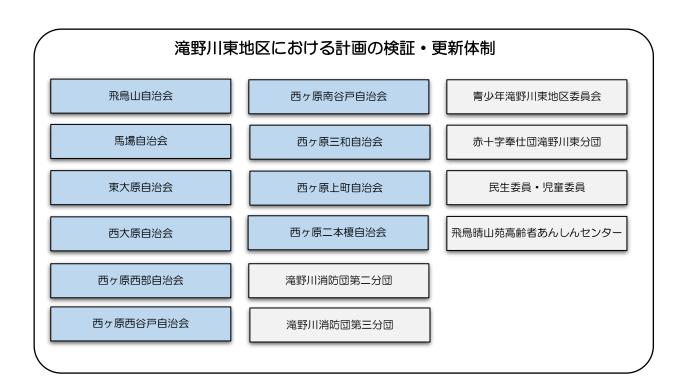
今後、平常時から実施する防災活動を次ページの防災活動予定表に整理しました。

滝野川東地区では、予定表に定めた防災活動を継続的に実施することで、地域の防災力の向上を目指します。また、取組みを進めるにあたっては、本計画に定めた活動をただ繰り返すだけではなく、適切に検証(振り返り)をすることも必要です。1年に一回程度、地区全体で集まり、活動実績を振り返るとともに、課題の共有や計画の実効性の確認を行いましょう。また、検証の結果を踏まえ、必要に応じて本計画の更新の検討を行いましょう。

地区防災計画の更新の流れ



※訓練等の活動により計画の内容を検証し、改善点や変更すべき事項を 洗い出したうえで、計画を更新します。



防災活動予定表

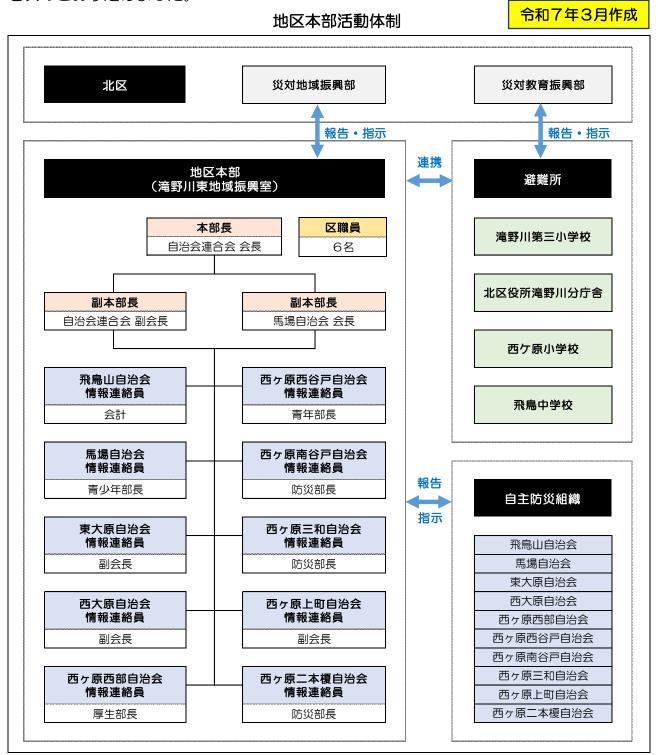
| 組織/時期 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | |
|------------|---|--|---|---|--|
| 各自主防災組織での活 | <u> </u> | | | | |
| | 要支援者への声かけ | 備蓄物資の在庫確認 | 初期消火訓練(D 級ポンプ・スタンドパイプ) | 要支援者への声かけ | |
| 飛鳥山自治会 | 女义饭目、(0)户13.1) | 要支援者への声かけ | 応急救護訓練 炊き出し訓練 要支援者への声かけ | 女义版目((0)户131) | |
| | パトロール | パトロール | パトロール | パトロール | |
| 馬場自治会 | 町会内での防災計画・ 役割の確認 | 初期消火訓練(D 級ポンプ・スタンドパイプ) <u>応急救護訓練</u> | 夜警パトロール | 夜警パトロール | |
| 東大原自治会 | D級ポンプ・発電機の 点検 | D級ポンプ・発電機の 点検 炊き出し訓練 | 初期消火訓練(D 級ポンプ) 応急救護訓練 | D級ポンプ・発電機の 点検 | |
| | パトロール | パトロール | 歳末警戒パトロール | パトロール | |
| 西大原自治会 | 自主防災組織の防災 計画作成(役割分担の 整理等を含む) 要支援者への声かけ | 要支援者への声かけ | 自主防災組織の行動 訓練(内容検討のうえ 実施) 要支援者への声かけ | 要支援者への声かけ | |
| 西ヶ原西部自治会 | 初期消火訓練(スタンドパイプ) | 防災資機材の確認 備蓄物資の在庫確認 初期消火訓練(スタン ドパイプ) | 初期消火訓練(スタンドパイプ) | 初期消火訓練(スタンドパイプ) | |
| 西ヶ原西谷戸自治会 | | 初期消火訓練(スタン ドパイプ) 備蓄物資・防災資機材 の確認・点検 | | 初期消火訓練(スタン ドパイプ) D級ポンプ・発電機の 点検 | |
| 西ヶ原南谷戸自治会 | スタンドパイプの点検、動作確認D級ポンプ・発電機の点検 | <u>防災倉庫の備品確認</u> | 夜警パトロール | | |

| 組織/時期 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 |
|-----------|------------|--------------------|-------------|-------------|
| | | | 備蓄物資•防災資機材 | |
| | 備蓄物資•防災資機材 | 備蓄物資•防災資機材 | の確認・点検 | 備蓄物資•防災資機材 |
| 西ヶ原三和自治会 | の確認・点検 | の確認・点検 | 避難所での消防、消防 | の確認・点検 |
| | | | 団、学校との合同訓練 | |
| | パトロール | パトロール | パトロール | パトロール |
| | D級ポンプ・発電機の | D級ポンプ・発電機の | D級ポンプ・発電機の | D 級ポンプ・発電機の |
| | 点検 | 点検 | 点検 | 点検 |
| 西ヶ原上町自治会 | 備蓄物資の在庫確認 | 備蓄物資の在庫確認 | 備蓄物資の在庫確認 | |
| | 要支援者への声かけ | 防災納涼大会での炊 き出し訓練 | 防災イベントの開催 | 備蓄物資の在庫確認 |
| | パトロール | パトロール | 歳末警戒パトロール | パトロール |
| | | | 初期消火訓練(D 級ポ | |
| 西ヶ原二本榎自治会 | 町会倉庫の備品確認 | | <u>ンプ)</u> | 備蓄物資の確認 |
| | | | 歳末警戒パトロール | |
| 地区全体での活動 | | | | |
| | | | 西ケ原みんなの公園 | |
| | | | での3町会合同防災 | |
| | | | 訓練※1 | |
| | | | 滝野川第三小学校で | |
| | | | の3町会合同防災訓 | |
| | 地区防災計画の内容 | | 練※2 | 年間活動の振り返り |
| 滝野川東地区 | 確認 | 避難所開設訓練 | 飛鳥中学校での2町 | 及び地区防災計画の |
| | <u> </u> | | 会合同防災訓練※3 | <u>見直し</u> |
| | | | 王子総合高等学校で | |
| | | | の3町会合同防災訓 | |
| | | | 練※4 | |
| | | | 地区全体での合同防 | |
| | | | 災訓練 | |

- ※本計画の策定にあわせて新たに実施することとした活動に、下線を記載しています。
- ※1 西ヶ原西部自治会、西ヶ原西谷戸自治会、西ヶ原南谷戸自治会合同
- ※2 飛鳥山自治会、東大原自治会、西ヶ原上町自治会合同
- ※3 西ヶ原三和自治会、西ヶ原二本榎自治会合同
- ※4 馬場自治会、西大原自治会、滝野川小原自治会(滝野川西地区)合同

8. 別表 地区本部 • 避難所活動体制表

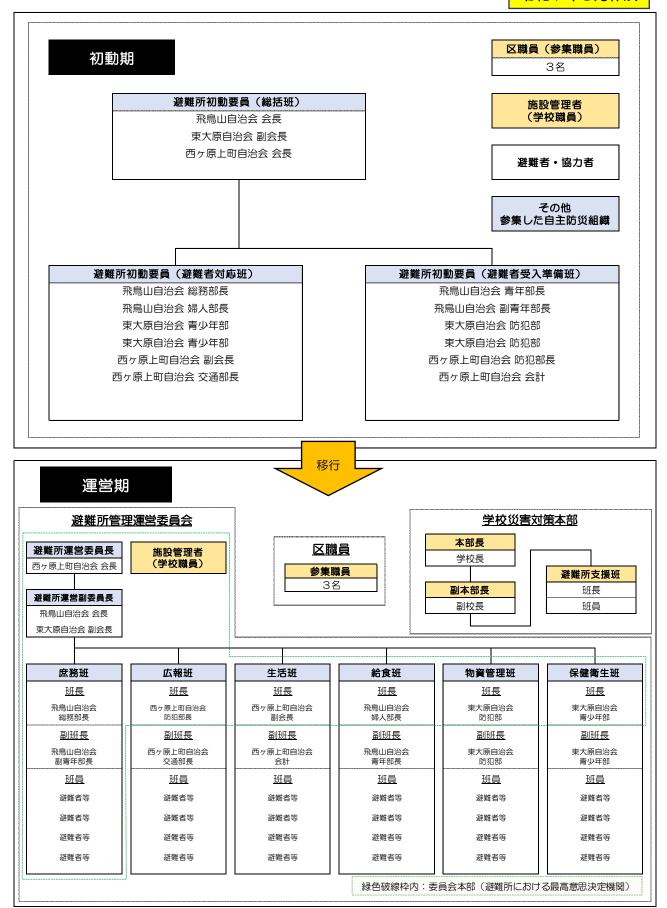
地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、地区本部および避難所の活動体制 を次のとおり定めました。



[※]上記の体制を、地区本部における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合や交代の必要が生じた場合等は、代替者を設定し、活動にあたります。

避難所(滝野川第三小学校)活動体制

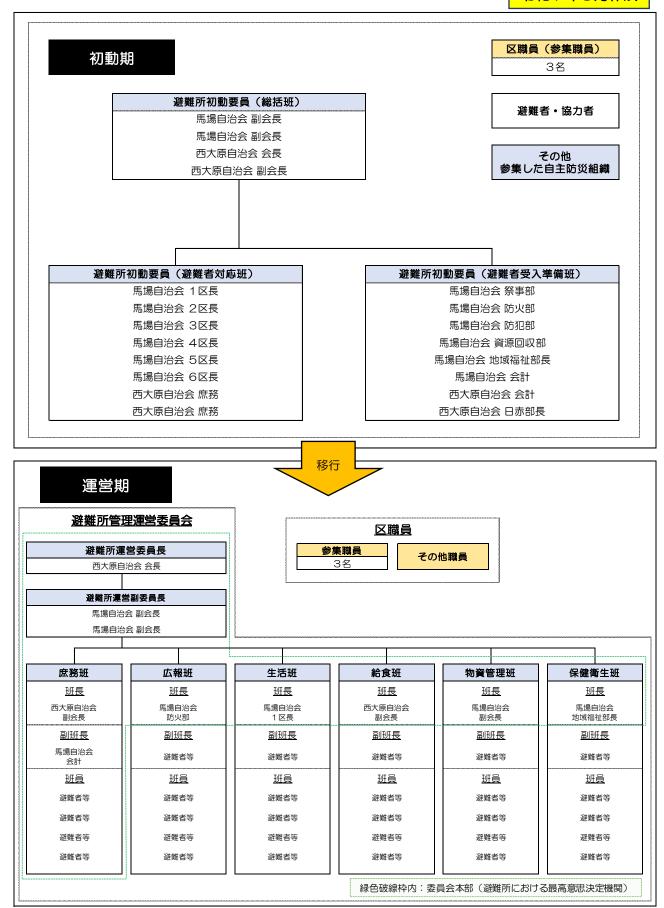
令和7年3月作成



[※]上記の体制を、避難所における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合 や人員が不足する場合は、自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

避難所(北区役所滝野川分庁舎)活動体制

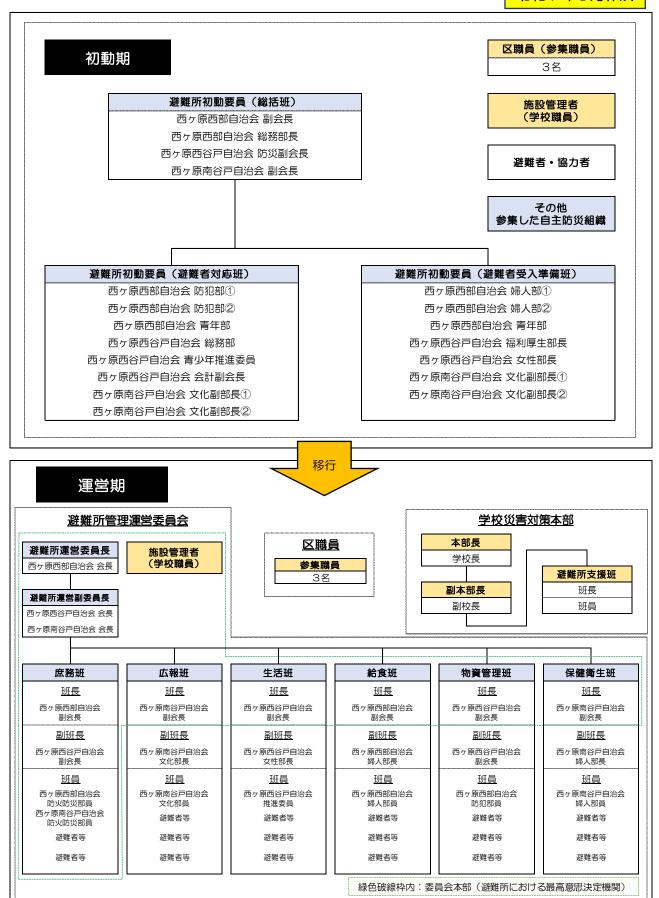
令和7年3月作成



[※]上記の体制を、避難所における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合 や人員が不足する場合は、自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

避難所(西ケ原小学校)活動体制

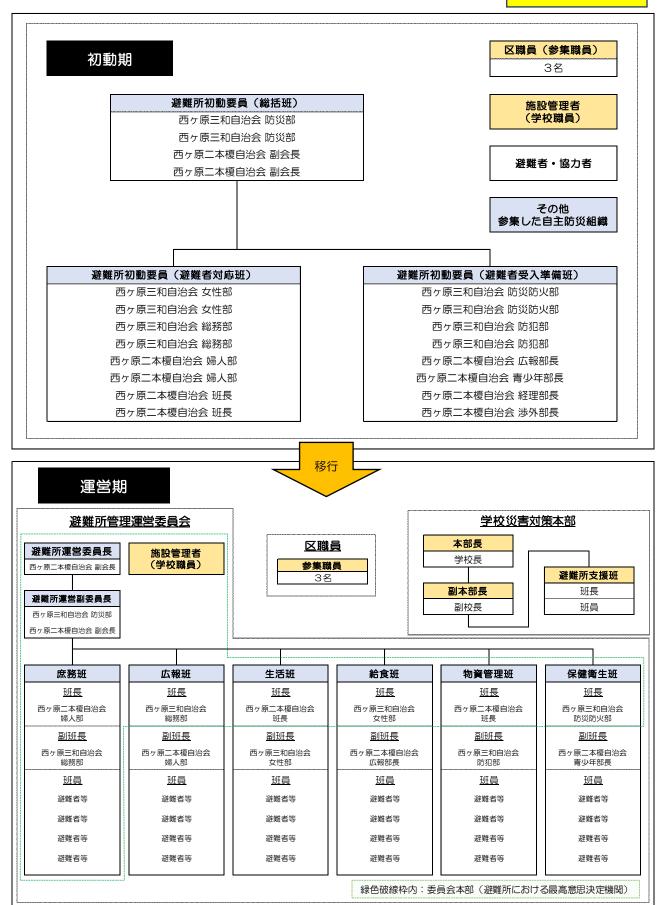
令和7年3月作成



※上記の体制を、避難所における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合 や人員が不足する場合は、自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

避難所(飛鳥中学校)活動体制

令和7年3月作成



[※]上記の体制を、避難所における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合 や人員が不足する場合は、自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

各組織の連絡先一覧

| 組織 | 連絡先 |
|---------------------------------------|--|
| 地区本部 | 電話番号:03-3910-0131 |
| 滝野川東地域振興室 | FAX : 03-3949-5499 |
| (滝野川 1-46-7) | 無線番号 (IP):306 (MCA):36 |
| 災対地域振興部 | 電話番号:03-5390-0092 |
| ※地区本部から北区への連絡窓口 | FAX : 03-5390-0097 |
| | 無線番号 (IP):301 (MCA):25 |
| 避難所 滝野川第三小学校 (滝野川 1-12-27) | 電話番号:03-3910-2502 無線番号(IP):529 (MCA):74 |
| 避難所 西ケ原小学校 (西ケ原 4-19-21) | 電話番号:03-3910-5204 無線番号(IP):532 (MCA):77 |
| 避難所 飛鳥中学校 (西ケ原 3-5-12) | 電話番号: 03-3910-6175 無線番号 (IP): 545 (MCA): 90 |
| 災対教育振興部 | 電話番号: 03-3908-9279 |
| ※避難所から北区への連絡窓口 | FAX : 03-3908-1265 |
| | 無線番号 (IP):500 (MCA):19 |

9. 参考資料

(参考資料)被害状況報告書

| | | | | 被害 | 雪状 沙 | 记報告書 | ŧ | | | | |
|--------------|------|------|-----|----------|-------------|-------------|----------|-----------|--------|----------|----------|
| | | | | | | | - | | t | 也区防災会謀 | <u>£</u> |
| | | | | 報告 | 日時 | 報告者 | | | | | |
| , | 1 | 日 | 時 | | 分 | 電話の場 受付者 | 帰合の | | | | |
| 発生日時 | | | | | | 終息日時 | ŧ | | | | |
| j | 1 | B | 時 | | 分 | | 月 | | B | 時 | 分 |
| 発生場所 | | | | | | | | | | | |
| 北区 | | 方 | 書 | | | 番 | - | 3 | | | |
| 被害種別 | 建 | 物倒壊 | | | 火災 | ŧ | 7 | 水害 | | その他 (|) |
| 被害の程度 | 全壊半壊 | 世帯世帯 | 7 | 全焼 半焼 | | 带人 | 床上浸水床下浸水 | 世帯 事業所 世帯 | ۸ ۸ | 世帯世帯 | ۸ ۸ |
| 被害状況 | | | | | | | | | | | |
| 事业类本 | 要救護者 | 有 | £3 | 無 | | 人类 | 女 男性 | 1 | 女性 | | 人(人) |
| 要救護者等 の有無 | | 79 | | m | | 13 | 7 IX | ^ | 211 | | ^/ |
| 77.11.00 | 死亡者 | | | | | 人(| 月性 | 人 | 女性 | | 人) |
| | 氏 | 名 | | 年齡 | 性 | 別 | | 状 | 35 | į | |
| | | | - 1 | | 男・ | 女 | | | | | |
| | | | | | 男· | 女 | | | | | |
| 要救護者の | | | | | 男・女 | | | | | | |
| 状況 | | | | | 男・ | | | | | | |
| | | | | | 男・ | | | | | | |
| | | | | | 男・ | | | | | | |
| | | | | | 男・ | | | | | | |

※出典:地区本部運営マニュアル

(参考資料)情報連絡・安否確認手段の例

北区防災アプリ

防災情報の閲覧、位置情報を用い た地図の表示、プッシュ通知、コ ミュニティ機能等を備えた北区公 式防災アプリです。コミュニティ 機能では、アプリの利用者同士で グループを作り、グループ内でメ ッセージのやり取りや、安否確認 を行うことができます。

Google Play または App Store からダウ ンロードし、ご活用 ください。





【メッセージ機能】

【安否確認機能】

災害伝言ダイヤル (1) (7) (1)

災害時には電話が混雑し、家族と連絡がとれないことがあり ます。そんなときには [171] をダイヤルし、利用案内に従っ て伝言の録音・再生をおこなってください。

- ※一般電話・公衆電話・携帯電話から利用できます。
- ※利用開始の時期はNTTが決定し、テレビやラジオなどを通じてお知 らせします。

録音方法

再生方法

171

171

案内放送が流れます。

案内放送が流れます。

1

被災地の電話番号 ※1 または携帯電話

被災地の電話番号 ※1 または携帯電話

一般電話の場合市外局番が必要

一般電話の場合市外局番が必要

※1 連絡を取りたい被災地の一般電話地域が被災指定を受けていな い場合は登録できません。携帯電話については地域に関係なく 利用できます。

毎月1日・15日 0時~24時 正月三が日 (1月1日0時~1月3日24時) 防災週間 (8月30日9時~9月5日17時) 防災とボランティア週間 (1月15日9時~1月21日17時)

災害用伝言板 Web171等

大規模災害等が発生した時に、携帯・スマホ・パソコン等を 利用して伝言の登録・確認ができる伝言板です。

NTT東日本 https://www.web171.jp/ NTTdocomo http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi au (KDDI) http://dengon.ezweb.ne.jp/ SoftBank http://dengon.softbank.ne.jp/

登録方法

アクセス先それぞれのガイダ ンス・メニューに従って入力

してください。

確認方法

アクセス先それぞれのガイダ ンス・メニューに従って確認 してください。

メニューに表示される 「災害伝言板」を選択

メニューに表示される 「災害伝言板」を選択

2 「登録」を選択

2 「確認」を選択

「無事です」等の状態の 選択と100字以内の コメントを入力

安否を確認したい人の 3 携帯電話番号を入力

4 「登録」を押して完了

(4) 「検索」を押して完了を確認

| 【メモ】 | |
|------|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |